

法学科

1. 教育研究上の目的

法学科は、法の理念、法の体系としくみ、法による具体的な争いの解決について学び、幅広い教養と国際感覚に基づいたリーガル・マインドを身につけ、社会の様々な分野で法的知識やリーガル・マインドを存分に発揮して活躍する優れた人材を育成する。

2. 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

法学科では、履修規定に即して必要単位を修得し、必要な修業年限を満たした上で、下記の能力を備えていると判断した場合に、「学士（法学）」の学位を授与します。

（知識・技能）

1. 法の理念、法の体系と仕組み、法による具体的な争いの解決について理解している。
2. 社会の様々な分野で法的知識やリーガル・マインドを駆使して、公平に紛争や問題に対処することができる。

（思考・判断・表現）

3. 幅広い教養と国際感覚に基づいたリーガル・マインドを身につけている。
4. 法解釈や立法論を論理的にわかりやすく伝えることができる。

（関心・意欲・態度）

5. 広い視野で現代社会の諸現象・諸問題に関心を持っている。
6. 主体性をもって、法的諸問題を把握・分析することができる。

3. 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

法学科では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げた能力を修得させるために、以下のような内容、方法等に基づき、カリキュラムを体系的に編成します。

（教育内容）

1. 法学に関する基本的な知識・理解や思考方法（リーガル・マインド）を修得させる基本的な科目として、「必須法律科目」（1～2年次配当）、「基本法律科目」（2～4年次配当）、「特設基礎講義」を配置する。（知識・技能／思考・判断・表現）
2. 法学に関する思考・判断・表現を実践し、主体的な意欲・態度を養成するための少人数科目として、「特設演習」（主に1～2年次配当）、「演習」（主に3～4年次配当）を配置する。（思考・判断・表現／関心・意欲・態度）
3. 法学に関する発展的・現代的な知識・理解や、現代社会の諸問題に関する深い関心を修得させる応用的な科目として、「特殊講義」を配置する。（知識・技能／関心・意欲・態度）

4. 幅広い教養と国際感覚を身につけ、現代社会の諸問題に対する広い視野を養成するため、人文科学・自然科学・社会科学の様々な分野や、外国語・情報処理・体育などを学ぶ、「全学共通科目」を配置する。（関心・意欲・態度）
5. 学際的なものの見方を身につけるため、政治学科、経済学部、国際社会科学部の開講する科目を履修することができる。（知識・技能／関心・意欲・態度）

（教育方法）

1. CAP制を実施し、1年次から卒業年次まで、卒業のために修得が必要な科目の履修登録の上限を設け、それぞれの科目に十分な学修時間を確保できるようにする。
2. 学生の主体的学修を支援できるよう、アクティブ・ラーニング等の教授手法を積極的に取り入れる。
3. 少人数教育を演習等で実施し、学生の能力・資質に応じた学修ができるようにする。
4. 準備学習（予習・復習）の内容と時間をシラバスに明示し、学生が授業の予習・復習や応用的活動を通じて自律的な学修ができるようにする。
5. 教員のオフィスアワーを設けることで、毎週特定の時間帯に、学生は自由に教員に授業内容の質問をすることができ、学修に関する様々な相談に応じる。
6. ICT機器を活用することにより、教育効果向上が見込まれることから、以下に挙げる科目は対面形式以外での授業を実施する。ただし、対面形式以外の科目の履修は各学生が卒業の要件として修得すべき単位数の内、60単位（大学設置基準第32条第5項に規定される単位数と同じ）を超えないこととする。
 - ・「特設演習（法曹志望者のための民法入門）」
 - ・「特設演習（デジタル法情報を活用した民法入門I）」
 - ・「特設演習（デジタル法情報を活用した民法入門II）」
 - ・「特設演習（デジタル法情報を活用した民法入門III）」
 - ・「特設演習（民法入門総合演習I）」
 - ・「特設演習（民法入門総合演習II）」
 - ・「特設演習（民法入門総合演習III）」
 - ・「演習（応用読解民法I）」
 - ・「演習（応用読解民法II）」
 - ・「演習（応用読解民法III）」
 - ・「特殊講義（行政法入門）」
 - ・「特殊講義（行政法各論）」
 - ・「特設演習（社会で役立つ行政法）」
 - ・「演習（応用行政法）」

（教育評価）

1. 法学科のカリキュラムの評価は、卒業・進級判定、科目ナンバリング、授業評価アンケート、シラバス記載内容等の実態把握に基づいて総合的に行う。
2. 学生個人の教育評価は、卒業要件単位数の充足、GPAによる判定等の実態把握に基づいて総合的に行い、学修支援に生かす。

4. 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

法学科では、次に掲げる知識・能力や目的意識・意欲を備えた学生を、各種選抜試験を通じて受け入れます。

（知識・技能）

1. 幅広い教養と専門知識を修得するための基盤となるよう、高等学校卒業相当の学力を有している。
2. 自分の考えを伝え、他者の考えを理解するための前提として、高等学校卒業相当の国語及び外国語等の知識を備えている。
3. 深い洞察力と論理的思考力を養うために、高等学校卒業相当の数学・地理歴史・公民等の知識を備えている。

（思考・判断・表現）

4. 物事を多面的に分析した上で、様々な意見を理解し、自らの考えにつき積極的に表現することができる。

（関心・意欲・態度）

5. 社会の諸活動・諸現象に関心を持ち、自分なりの問題意識をもって物事を主体的に分析するとともに、他者の考えを理解しようとする意欲・態度を有している。

以 上